

平成 28 年度

人事行政の運営等の状況

港 区

1 任免および職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在) (単位: 人)

区 分 部 門		職 員 数		増 減 状 況	
		平成27年	平成28年	対前年比	主な増減理由
普通 会計 部門	議 会	14	13	△1	人員配置の変更 (退職による減)
	総務・企画	484	497	13	運営体制の見直し、人員配置の変更 (派遣職員の増) 等
	税 務	66	67	1	人員配置の変更 (再任用短時間勤務職員から常勤職員への配置変更)
	民 生	633	640	7	運営体制の見直し、人員配置の変更 (育休任期付職員の増) 等
	衛 生	271	268	△3	運営体制の見直し、人員配置の変更 (常勤職員から再任用短時間勤務職員への配置変更) 等
	労働・商工	23	22	△1	運営体制の見直し
	土 木	210	210	—	
	計	1,701	1,717	16	
	教育部門	304	305	1	運営体制の見直し
	消防部門	—	—	—	
小 計	2,005 (95)	2,022 (83)	17 (△12)		
公営 企業等 会計 部門	国保事業	42	41	△1	人員配置の変更 (育休任期付職員の減)
	介護保険事業	41	40	△1	人員配置の変更 (常勤職員から再任用短時間勤務職員への配置変更)
	後期高齢者医療事業等	12	10	△2	人員配置の変更 (育休任期付職員の減)
	小 計	95 (1)	91 (2)	△4 (1)	
合 計	2,100 (96)	2,113 (85)	13 (△11)		

注1 職員数は、一般職に属し、地方公務員の身分を保有する休職中の職員、派遣職員 (一部事務組合派遣等 20 人を除く) を含み、臨時・非常勤職員を除いています。(地方公共団体定員管理調査報告数値)

注2 () は、再任用短時間勤務職員で外数です。

(2) 職員数の推移

(各年4月1日現在) (単位: 人)

区 分 部 門	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	1,721	1,700	1,663	1,691	1,701	1,717	△4 (△0.2%)
教 育	343	316	311	302	304	305	△38 (△11.1%)
消 防	—	—	—	—	—	—	— (—%)
公営企業等会計	88	89	88	92	95	91	3 (3.4%)
総合計	2,152	2,105	2,062	2,085	2,100	2,113	△39 (△1.8%)

注1 職員数は、地方公共団体定員管理調査報告数値です。

注2 「過去5年間の増減数 (率)」とは、平成23年に対する平成28年の数値となります。

参考 第2次港区職員定数配置計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		目標数値		実績数値	
始 期	終 期				
平成19年4月1日	平成28年4月1日	△360 人	△15.3 %	△362 人	△15.4 %

(3) 職員の採用および退職等の状況

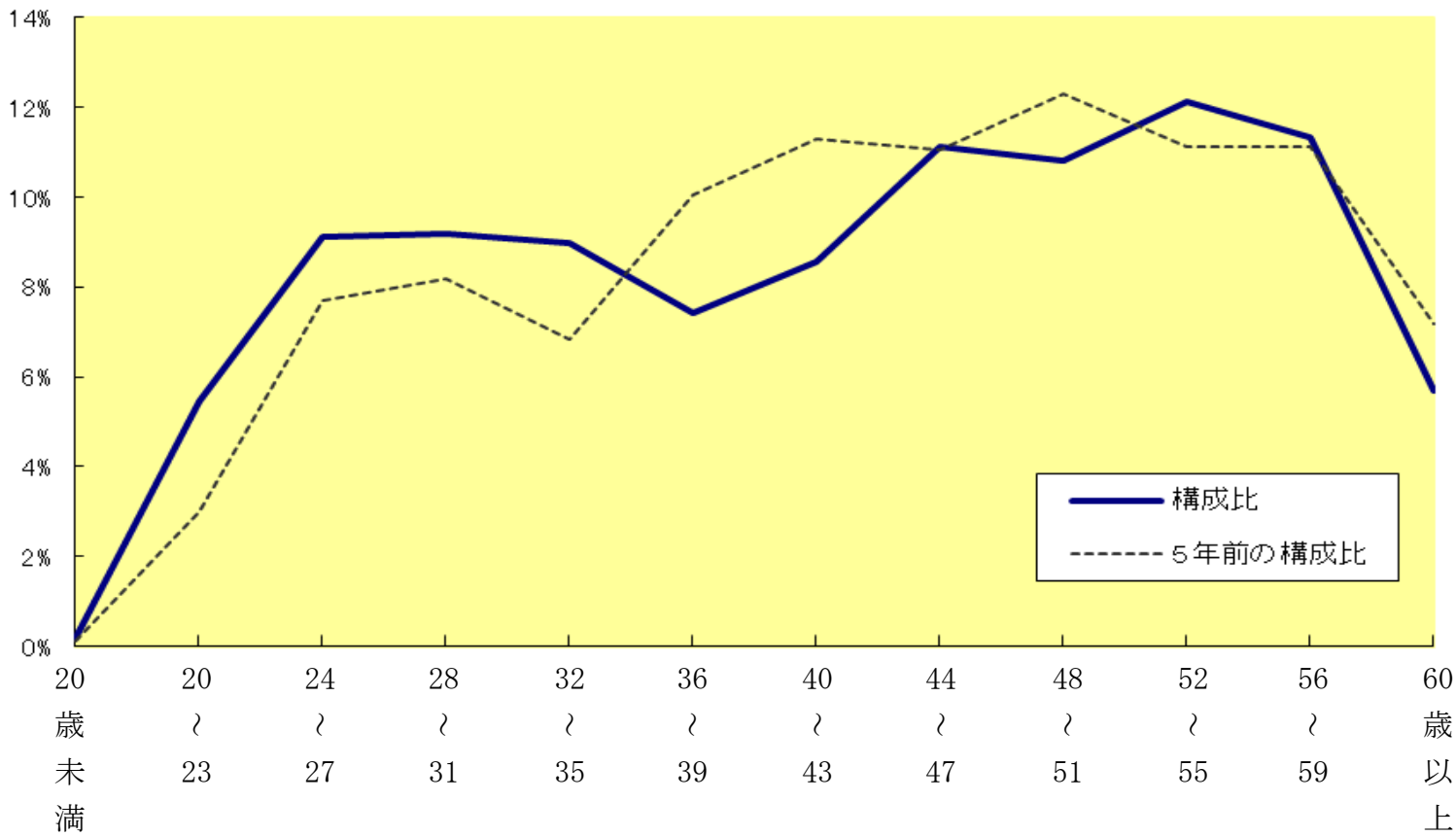
(平成27年度) (単位: 人)

区 分 職 種	採用	離 職								合 計
		退 職					免 職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職 税 務 職 福 祉 職 医 療 職	67	29	12	29	2	0	0	0	0	72
技能労務職	2	8	1	0	0	0	0	0	0	9
教 育 職	12	1	0	2	0	0	0	0	0	3
合 計	81 (137)	38 (0)	13 (0)	31 (2)	2 (1)	0 (19)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	84 (22)

注1 () は、再任用職員で外数です。

注2 育児休業代替任期付職員は含みません。

(4) 年齢別職員構成 (平成 28 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	121人	202人	204人	199人	165人	190人	247人	240人	269人	251人	126人	2,218人

注 再任用職員を含みます。

(5) 職員の職務別構成

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

職務	性別	男		女		合計	
		数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)
一般行政職等	部長級	16	1.43	1	0.09	17	0.77
	統括課長級	17	1.52	2	0.18	19	0.86
	課長級	46	4.12	13	1.18	59	2.66
	総括係長級	44	3.94	29	2.63	73	3.29
	係長級・主査	205	18.35	121	10.99	326	14.70
	主任主事	288	25.78	429	38.96	717	32.33
	主事	272	24.35	373	33.88	645	29.08
	指導室長	1	0.09	0	0.00	1	0.05
	統括指導主事	1	0.09	1	0.09	2	0.09
	新指導主事	3	0.27	0	0.00	3	0.14
技能労務職	統括技能長	1	0.09	0	0.00	1	0.05
	技能長	19	1.70	0	0.00	19	0.86
	技能主任	139	12.44	34	3.09	173	7.80
	主事	60	5.37	18	1.63	78	3.52
教育職	園長	1	0.09	9	0.82	10	0.45
	副園長	1	0.09	7	0.64	8	0.36
	主任教諭	1	0.09	9	0.82	10	0.45
	教諭	2	0.18	55	5.00	57	2.57
合計		1,117	100.00	1,101	100.00	2,218	100.00

注1 再任用職員を含みます。

注2 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

注3 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

(6) 職員の昇任および降任の状況

(平成27年度) (単位:人)

職種	区分	昇任					降任
		係長級	課長級	部長級	幼稚園副園長	幼稚園園長	
一般行政職等		26	6	1	—	—	2
教育職		—	—	—	1	1	0
合計		26	6	1	1	1	2

注 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

2 人事評価の状況

(1) 勤務評価の概要

評価項目	評価の概要	評価要素		
		総括係長・係長級	主任主事・主事	技能系職員
業績評価	設定した目標に対する成果および日常の職務遂行における業績と貢献を総合し、客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行う。	仕事の成果	仕事の成果	仕事の成果
		役割達成度	役割達成度	役割達成度
行動評価	職務遂行の過程で発揮された能力および行動を客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行う。	倫理	倫理	倫理
		課題対応	知識・技術	知識・技能
		判断・企画	判断・企画	コミュニケーション
		協調性	コミュニケーション	業務遂行
		説明・調整	業務遂行	
		業務遂行		
総合評価	業績評価および行動評価の内容を踏まえ、評価集団ごとに5段階の相対評価を行い、評価結果を昇給等の給与制度に適切に反映させる。			

注1 評価の対象者：総括係長級以下の常勤職員（技能労務職を含む。） 評価期間：毎年1月1日から12月31日

注2 管理職については、これとは別に勤務評価を実施しています。

(2) 評価者訓練の実施状況

名称	対象者	概要	実施回数
人事評価研修	新任管理職、転入管理職、着任又は昇任した小・中学校長及び幼稚園長、希望する管理職	人事評価制度説明、人事評価演習	年1回
評価補助者研修	保育園長、児童館長（飯倉学童クラブ等事業担当係長を含む）、土木係技能長、作業係長及び作業係統括技能長	人事評価制度説明、評価補助演習	年1回

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成27年度	24万6,664人 (平成28年4月1日現在)	1,199億7,129万2,000円	92億2,274万5,000円	186億4,127万7,000円	15.5%

注 人件費には、特別職（区長、区議会議員等）に支給される給料、報酬等も含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成27年度	2,005人	70億5,519万8,000円	28億6,737万4,000円	32億414万8,000円	131億2,672万円	655万円

注1 職員手当には、退職手当は含まれていません。

注2 職員数は、「地方公務員給与実態調査」による平成27年4月1日現在の普通会計に属する職員の人数です。

注3 給与費欄については、1,000円未満切り上げのため各項目の合計と計（B）が一致しない場合があります。

(3) 平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	30万9,087円	42万6,696円	41.7歳
東京都	31万6,682円	45万2,041円	41.6歳

② 技能労務職

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港 区	30万4,526円	40万5,864円	51.3歳
東京都	29万2,729円	39万5,396円	48.8歳

③ 教育職(幼稚園教育職員)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港 区	30万8,011円	40万9,982円	36.9歳
東京都	34万1,433円	44万1,721円	40.8歳

注1 「平均給料月額」とは、平成28年4月現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

注3 「③教育職」における東京都の値は、小中学校教育職員の平均値です。

(4) ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)

区 分	平成23年度	平成27年度
港 区	99.7	98.0
特別区平均	100.0	98.2
全国平均	98.8	98.7

注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の初任給の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分		港 区	東京都	国
一般行政職	大学卒	18万1,200円	18万1,200円	18万1,200円
	高校卒	14万4,600円	14万4,600円	14万4,600円
技能労務職		13万6,500円	14万2,000円	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	27万4,817円	32万4,136円	35万4,083円
	高校卒	22万7,400円	26万7,800円	30万8,275円
技能労務職	高校卒	23万3,900円	22万2,600円	28万1,480円

(7) 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況(平成28年4月1日現在)

① 行政職給料表(一)

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	171	9.7	主事	171	171	9.7	係員Ⅰ
				計	171			
2級	高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う係員の職務	449	25.4	主事	449	449	25.4	係員Ⅱ
				計	449			
3級	主任主事の職務又は特に高度の知 識若しくは経験を必要とする業務 を行う係員の職務	620	35.1	主任主事	573	684	38.7	主任主事
				主任主事(再任用短時間)	47			
				計	620			
4級	係長、担当係長若しくは主査の職務 又は高度の知識若しくは経験を必 要とする業務を行う主任主事の職 務	364	20.6	主任主事	64	300	17.0	係長
				係長	91			
				担当係長	134			
				館長	5			
				園長	2			
				所長	2			
				次長	1			
				副係長	64			
				主査	1			
計	364							
5級	総括係長の職務	73	4.1	係長	44	73	4.1	総括係長
				担当係長	15			
				館長	1			
				園長	13			
				計	73			
6級	課長、担当課長又は副参事の職務	57	3.2	課長	27	57	3.2	課長
				担当課長	23			
				副参事	2			
				局長	1			
				次長	1			
				所長	2			
				副総合支所長	1			
				計	57			
7級	統括課長の職務	19	1.1	課長	13	19	1.1	統括課長
				担当課長	1			
				室長	1			
				副総合支所長	4			
				計	19			
8級	部長、担当部長又は参事の職務	15	0.8	部長	7	15	0.8	部長
				担当部長	3			
				次長	1			
				局長	2			
				室長	1			
				会計管理者	1			
				計	15			
合計		1,768	100.0					

② 行政職給料表（二）

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	係員の職務	35	12.9	技能1級職	34	78	28.8	係員
				技能1級職（再任用短時間）	1			
				計	35			
2 級	技能主任の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務	203	74.9	技能1級職	30	173	63.8	技能主任
				技能1級職（再任用短時間）	13			
				技能主任	138			
				技能主任（再任用短時間）	22			
				計	203			
3 級	技能長の職務又は困難な業務を処理する技能主任の職務	32	11.8	技能主任	13	19	7.0	技能長
				技能長	19			
				計	32			
4 級	統括技能長の職務又は困難な業務を処理する技能長の職務	1	0.4	統括技能長	1	1	0.4	統括技能長
				計	1			
合計		271	100.0					

③ 医療職給料表（一）

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	係長、担当係長又は主査の職務	1	33.3	副係長	1	1	33.3	係長
				計	1			
2 級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	課長
				計	0			
3 級	部長、担当部長又は参事の職務	2	66.7	所長	1	2	66.7	部長
				参事	1			
				計	2			
合計		3	100.0					

④ 医療職給料表（二）

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	係員の職務	1	5.9	主事	1	1	5.9	係員Ⅰ
				計	1			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	1	5.9	主事	1	1	5.9	係員Ⅱ
				計	1			
3 級	主任主事の職務	6	35.3	主任主事	4	6	35.3	主任主事
				主任主事（再任用短時間）	2			
				計	6			
4 級	係長、担当係長又は主査の職務	9	52.9	係長	1	9	52.9	係長
				担当係長	2			
				副係長	1			
				主査	5			
				計	9			
5 級	総括係長の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	総括係長
				計	0			
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	課長
				計	0			
7 級	統括課長の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	統括課長
				計	0			
合計		17	100.0					

⑤ 医療職給料表（三）

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	2	4.2	主事	2	2	4.2	係員Ⅰ
				計	2			
2級	高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う係員の職務	15	31.3	主事	15	15	31.3	係員Ⅱ
				計	15			
3級	主任主事の職務	17	35.4	主任主事	17	19	39.6	主任主事
				計	17			
4級	係長、担当係長又は主査の職務	14	29.2	主任主事	2	12	25.0	係長
				担当係長	3			
				副係長	6			
				主査	3			
				計	14			
5級	総括係長の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	総括係長
				計	0			
6級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	課長
				計	0			
7級	統括課長の職務	0	0.0	-	-	0	0.0	統括課長
				計	0			
合計		48	100.0					

⑥ 幼稚園教育職給料表

職務の級 (等級)	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	教諭の職務	57	68.7	教諭	57	57	68.7	教諭
				計	57			
2級	主任教諭の職務	9	10.8	主任教諭	9	9	10.8	主任教諭
				計	9			
3級	副園長の職務	7	8.4	副園長	7	7	8.4	副園長
				計	7			
4級	園長の職務	10	12.0	園長	10	10	12.0	園長
				計	10			
合計		83	100.0					

注1 職員数は、「港区職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によるものです。

注2 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

注3 指導主事は含まれません。

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

区 分	総職員数 (A)	勤務成績の区分が「最上位」(6号昇給) または「上位」 (5号昇給) により昇給した職員数 (B)	比率 (B/A)
平成27年度	1,797人	650人	36.2%

注1 総職員数には、一般行政職、技能労務職の他、医療職、福祉職等を含み、幼稚園教育職員、指導主事、再任用職員等は含まれません。

注2 「最上位」および「上位」の職員は、標準(4号昇給)の職員と比べて「最上位」は2号、「上位」は1号拡大された昇給幅が付与されています。

(9) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当

(平成28年4月1日現在)

区 分	港 区		東京都		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
平成27年度 支給月数	2.60月分 (1.45月分)	1.70月分 (0.80月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.70月分 (0.80月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.60月分 (0.75月分)
加算措置 の状況	役職等による加算措置 有					

注 () 内は、再任用職員の支給月数です。

② 退職手当

(平成28年4月1日現在)

区分	港区		東京都		国		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
退職手当	勤続 20 年	18.50月分	25.50月分	23.50月分	23.50月分	20.445月分	25.55625月分
	勤続 25 年	29.00月分	34.25月分	31.50月分	31.50月分	29.145月分	34.5825月分
	勤続 35 年	41.25月分	49.55月分	45.00月分	45.00月分	41.325月分	49.59月分
	最高限度額	41.25月分	49.55月分	45.00月分	45.00月分	49.59月分	49.59月分
	その他の加算措置	定年前早期退職者に対する特例措置（2%～20%加算）					
	1人当たりの平均支給額（平成27年度）	224万9,045円	2,159万5,666円				

③ 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績（平成27年度決算）			15億7,840万9,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			75万4,137円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
港区	20%	2,093人	20%

④ 特殊勤務手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績（平成27年度決算）		1,883万3,000円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		12万9,882円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）		6.9%	
手当の種類（手当数）		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
訪問指導業務手当	福祉事務所に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法等に定める業務を行うための家庭訪問	日額470円
特定危険現場業務手当	支給対象業務に従事した職員	建築物等の建設現場における工事監督又は検査の業務等	日額240円～410円
公害検査業務手当	公害行政を主管する課に勤務する職員	大気汚染防止法等に基づく公害の検査業務	日額220円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症予防法に定める感染症等の患者等に接触する業務	日額310円～670円
放射線業務従事手当	保健所に勤務する職員	エックス線操作の業務	日額650円
有害物等取扱手当	保健所に勤務する職員	有害な薬物を使用した試験等	日額310円
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	日額700円

⑤ 超過勤務手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績（平成27年度決算）	7億192万2,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	61万5,182円
支給実績（平成26年度決算）	7億691万3,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	53万8,395円

⑥ その他手当

(平成28年4月1日現在)

手当名	港区		東京都		支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者	1万3,700円	配偶者	1万3,500円	1億3,725万1,000円	19万8,915円
	配偶者以外2人まで	6,000円	配偶者以外の 扶養親族	6,000円		
	その他	6,000円				
	16歳～22歳の子の加算	4,000円	16歳～22歳の子の加算	4,000円		
住居手当	借家・借間に居住する職員のうち、月額2万7,000円以上の家賃を負担する職員 27歳まで 2万7,000円 28歳～32歳 1万7,600円 33歳から 8,300円		年度末時点において35歳未満で、借家・借間に居住する職員のうち、月額1万5,000円以上の家賃を負担する職員 1万5,000円		1億75万円	8万4,593円
通勤手当	運賃相当額	(支給限度額： 1月につき5万5,000円)	港区と同様		3億6,212万9,000円	18万6,568円
管理職手当	部長	12万7,600円	本庁部長	12万8,600円	1億2,702万2,000円	113万4,129円
	課長	9万1,100円	本庁課長	9万2,600円		
	幼稚園園長	8万9,600円	学校校長	10万4,500円		
	幼稚園副園長	6万4,700円	学校副校長	7万2,300円		

(10) 特別職の報酬等の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	区 長	125万3,000円
	副区長	100万8,000円
報酬	議 長	90万5,000円
	副議長	78万3,000円
	議 員	61万3,000円
期末手当	区 長 副区長 議 長 副議長 議 員	6月期 1.65月分 12月期 1.75月分 3月期 0.25月分 計 3.65月分
退職手当	算定方式	
	退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額	
	区 長	勤続期間1年につき 449/100
	副区長	勤続期間1年につき 359/100
		1期の手当額
		2,250万円
		1,447万円
		支給時期
		任期満了時

注1 期末手当の支給月数は、平成27年度に支給された月数です。

注2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給割合に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

(平成28年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況

(平成27年度)

総付与日数	総取得日数(A)	全対象職員数(B)	平均取得日数(A)/(B)
55,602.0日	20,698.0日	1,496人	13.8日

注1 総付与日数とは、平成27年4月1日現在において各職員に付与された日数を全対象職員にわたって合計したものをいいます。

注2 平成21年4月1日から年次有給休暇を「暦年付与」から「会計年度付与」に改正しています。

注3 対象職員は、区長部局の職員のうち技能労務職以外の一般職員(年度の中途に採用された者および退職した者並びに育児休業中の職員、休職中の職員、派遣職員、再任用短時間勤務職員を除く。)です。

(3) 育児休業および部分休業の取得者数 (単位: 人)

区 分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	3	1
女性職員	18	13
計	21	14

注 数字は平成27年度中に新たに育児休業および部分休業を取得した職員数です。

(4) 育児休業および部分休業の承認期間

① 育児休業承認期間

(平成27年度) (単位: 人)

区 分	育 児 休 業 承 認 期 間												合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下	1年9月超え 2年以下	2年超え 2年3月以下	2年3月超え 2年6月以下	2年6月超え 2年9月以下	2年9月超え	
男性職員	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
女性職員	1	1	2	6	3	1	1	2	0	1	0	0	18
計	3	1	2	6	3	1	1	2	0	1	0	0	20

② 部分休業承認期間

(平成27年度) (単位: 人)

区 分	部 分 休 業 承 認 期 間												合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下	1年9月超え 2年以下	2年超え 2年3月以下	2年3月超え 2年6月以下	2年6月超え 2年9月以下	2年9月超え	
男性職員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
女性職員	1	1	2	1	1	0	1	3	0	0	0	3	13
計	2	1	2	1	1	0	1	3	0	0	0	3	14

※1日の部分休業取得時間

区 分	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
男性職員	0	0	0	1	1
女性職員	5	6	1	1	13
計	5	6	1	2	14

(5) 配偶者同行休業の取得状況

(平成27年度) (単位: 人)

区 分	配 偶 者 同 行 休 業 承 認 期 間												
	取得者数	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下	1年9月超え 2年以下	2年超え 2年3月以下	2年3月超え 2年6月以下	2年6月超え 2年9月以下	2年9月超え 3年以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

(6) 介護休暇の取得状況

(平成27年度) (単位: 人)

区 分	介護休暇 取得者数	要 介 護 者 数 (職 員 と の 続 柄 別)							
		配偶者	父 母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	1	1	0	0	0	0	0	0
計	3	1	2	0	0	0	0	0	0

区 分	休 暇 の 取 得 形 式				介 護 を 要 し た 期 間			
	計	全日型中心	時間型中心	その他	計	1月以下	1月を超え2月以下	2月超
男性職員	1	1	0	0	1	1	0	0
女性職員	2	2	0	0	2	0	0	2
計	3	3	0	0	3	1	0	2

5 分限および懲戒処分等の状況

(1) 分限処分等の状況

(平成27年度) (単位：人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分事由							
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	27		27	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0		0	
合計		0	0	27	0	27	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

注 地公法とは地方公務員法のことです。

(2) 懲戒処分等の状況

(平成27年度) (単位：人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
処分事由							
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0	4
職務上の義務に違反しまたは 職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	1	0	1	0
合計		0	0	1	0	1	7

注1 地公法とは地方公務員法のことです。

注2 港区長が地公法第29条に基づく懲戒処分等を行った場合は、区のホームページで公表しています。

6 サービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取組の状況

取組内容	職員への周知方法	周知した内容
職員のサービスについて	依命通達	職員の法令遵守、信用失墜行為の禁止について
職場規律の確保について	依命通達	勤務時間や休暇等の管理について
職員の健康管理について	依命通達	職員が安全で健康に働ける職場作りへの取組、健康障害の未然の防止について
職員の勤務時間の適正な管理について	依命通達	超過勤務命令の上限の設定等の超過勤務縮減の取組、ワーク・ライフ・バランスの確保、長時間にわたる手休め時間及び勤務時間中の喫煙の禁止等について
職員のサービス及び手当に関する届出について	依命通達	支給要件異動時の速やかな届出、不正受給の防止について
セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの禁止について	依命通達	ハラスメントに関する正しい知識の習得と職場におけるハラスメント全般の防止体制の強化、人権問題の正しい理解と社会意識の向上を図ることについて
障害等を理由とする差別の禁止について	依命通達	障害者に対して、不当な差別的取扱いは決して許されないこと、合理的配慮を適切に行うことについて

取組内容	職員への周知方法	周知した内容
事務処理の適正化について	依命通達	適切・適正な事務処理を行う責務があること、法令を遵守し、職員の不注意・知識不足・懈怠による不適正な事務処理の未然防止、適正な事務執行の確保に向けた取組強化の確実な実施について
情報管理の徹底について	依命通達	港区個人情報保護条例及び港区情報安全対策指針に基づく個人情報等の取扱い、職務上知り得た情報の取扱いについて
交通事故防止、飲酒運転の根絶について	依命通達	交通事故防止、飲酒運転や飲酒運転ほう助の根絶を図ることについて
職員の接遇について	依命通達	「あったかマナーみなど」に基づく接遇を心がけること、公務にふさわしい服装の着用、不当行為等への対応について
職員の兼業・兼職について	依命通達	許可・承認を得ずに、不適切な兼業・兼職を行うことができないことについて
利害関係者との会食・便宜供与の禁止について	依命通達	職務上利害関係にある部外者との会食、贈答品の授受等を厳に慎むことについて
社会的規範の順守について	依命通達	通勤途上における、歩きながら携帯電話等を操作するような行為など、周囲に迷惑な言動は厳に慎むことについて

(2) 病気休暇の取得状況

(平成27年度) (単位：人)

区分	0～10 日未満	10～20 日未満	20～30 日未満	30～40 日未満	40～50 日未満	50～60 日未満	60～70 日未満	70～80 日未満	80～90 日未満	90日	合計
一般職員	31	10	8	11	8	2	3	4	1	22	100
教育職	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3
計	31	10	8	12	8	2	3	4	1	24	103
再任用(外数)	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	4

7 退職管理の状況

管理監督離職者の再就職先の状況

離職時の職	離職日	再就職先の名称	地位	再就職日
特定事業担当部長	平成28年3月31日	公益社団法人 港区シルバー人材センター	事務局長	平成28年4月1日
選挙管理委員会事務局長		一般財団法人 港区体育協会	事務局長	
高輪地区総合支所 副総合支所長		社会福祉法人 友愛十字会 (みなとワークアクティ)	施設長	
芝浦幼稚園長		昭和女子大学	特命教授	
御成門小学校長		帝京科学大学	教職特命教授	
白金小学校長		明治学院大学	特命教授	
港南小学校長		東京学芸大学	特命教授	
		学研ホールディングス	顧問	

注1 港区職員の退職管理に関する条例第3条第1項の届出に基づき掲載しています。

注2 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に退職した管理監督離職者（課長級以上の職員、小中学校の校長・副校長、幼稚園の園長・副園長）のうち、平成28年4月1日以降に営利企業等に再就職した者を対象としています。

注3 営利企業等とは、営利企業および営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人および特定地方独立行政法人は除く）のことをいいます。

8 研修の状況

(1) 研修実施計画

(平成 27 年度)

◇…区独自、■…共同研修を活用、◆…新規・充実・見直しの項目

研修区分		主な研修内容		
区研修 (特別区共同研修活用科目を含む)	新任研修	新任研修 前期	◇ 人権、接遇、区政の現状と課題、文書事務、法律初級 他 ■ 特別区職員研修所「新任研修(記念講演)」を受講	
		新任研修 後期	◇ バリアフリー、メンタルヘルス ◆シティプロモーション、協働 他 ■ 特別区職員研修所「新任研修(後期)」を受講 ◇普通救命講習Ⅱ(AED)	
	現任研修	2年目研修	◇ タイムマネジメント、英語を使った接遇 ◆港区の国際化 他	
		3年目研修	◇ クレーム対応、英語を使った接遇、部署交換短期研修 ◆ 協働 他	
		中堅職員研修(2級職)	■ 特別区職員研修所「現任研修」を受講	
	主任主事研修	主任主事昇任前研修	◇ プレゼンテーション、メンタルヘルス、区政の現状と課題	
		主任主事昇任時研修	◇ 政策形成実践	
		主任主事(3年目)研修 (カフェテリア研修)	◆ 「価値前提」で考える ◇ 人権(共通)、ワークモチベーション(選択)、チームビルディング(選択)	
		主任主事8年目研修	◇ ポジティブシンキング	
		主任主事15年目研修	◇ メンタルヘルス、キャリアデザイン	
	管理監督者研修	係長研修	係長昇任前研修	◇区が求める係長像、人権・男女平等参画、広聴対応、公益通報者保護制度、危機管理、文書・予算・契約・会計事務、OJTリーダー 他
			係長研修(新任)	■ 特別区職員研修所「係長研修」を受講
			係長(3年目)研修	◇ 人権、職場連携強化 ◆「価値前提」で考える
			総括係長研修	■ 第一ブロック合同研修を受講
			人事考課評定補助者研修	◇ 評定補助者の役割
			ハラスメント研修	◇ ハラスメント防止
			メンタルヘルス研修	◇ メンタルヘルス
		管理職研修	管理職昇任前研修	◇管理職に期待すること、実務(議会对応他) ■ 特別区職員研修所「管理職昇任前研修」を受講
			人事考課研修	◇ 人事考課
			課長研修	◇ マネジメント実践、メンタルヘルス ◆ 危機管理、プレス対応について
技能系研修	管理職研修	◇ 評価者訓練、メンタルヘルス、人権 ◆ 協働		
	技能系中堅職員研修	■ 特別区職員研修所「現任技能(5・10・15年目)」を受講		
	技能主任昇任前研修	◇ 職場のコミュニケーション能力向上、メンタルヘルス		
	技能主任研修	■ 特別区職員研修所「技能主任」を受講		
	技能長昇任時研修	◆ 技能長に期待すること		
実務研修	技能長研修	■ 特別区職員研修所「新任技能長」を受講 ■ 特別区職員研修所「技能長(3年目)」を受講		
	実務研修	◇ 実務担当者研修 ◇ 法律初級・中級 ◇ バリアフリー実習 ◇ 語学研修 ◇ 新任職員OJT担当者/フォロー ◇ 接遇 ◆ 協働 ◆ 危機管理 ◆ 女性の活躍促進のための講演会		
自主研修	◇ 主任主事昇任選考対策ガイダンス ◇ 係長職昇任選考対策ガイダンス ■ 管理職選考対策講座(第一ブロック合同研修)			
派遣研修	◇ 手話講習会 他			
職場研修	◇ 各部・課において企画・選択して実施			

研修区分			主な研修内容	
共同研修	特別区職員研修所	職層研修	新任研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 記念講演：特別区職員としての心構え ■ 後期：コミュニケーションスキル、仕事の進行管理
			現任研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権、特別区を知る、中堅職員としての能力向上
			係長研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権、特別区の現状と課題、係長の役割
			管理職研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 昇任前：危機管理、特別区の現状と課題、労使関係、事例研究 ■ 職場のマネジメント力向上、メディアトレーニング、メンタルヘルス
			技能系研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現任技能（5・10・15年目） 清掃事業の現状と課題、同和問題、接遇 ■ 技能主任 リーダーシップ、同和問題、接遇・クレーム対応、技能主任としての知識 ■ 新任技能長 技能長としての知識、コーチング、汚職等事故防止、同和問題、クレーム対応 ■ 技能長（3年目） 清掃事業における最新の動向、接遇リーダー養成 ■ 転入（同和問題） 同和問題の現状、同和問題を考える
			全職層	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権 差別と人権を考える、東京都人権施策推進指針の課題 ■ 公務員倫理 公務員としての自覚を考える 等
	専門研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実務、保健・衛生・福祉、まちづくり 		
	自治体経営研修 ステップアップ研修 サポート研修 試行研修（調査・研究）等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政課題、組織力向上等 ■ ロジカルシンキング、説明力・交渉力強化等 ■ 講師養成、公務基礎、講演会等 ■ 対人支援スーパーバイザー養成プログラム、マネジメント実践等 		
	特別区協議会及び合同講座等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 首都大学東京オープンユニバーシティ各種講座等 		
	東京自治研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ■ 月例フォーラム ■ 財政学校 		
	第一ブロック合同研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教養講座、OA研修、総括係長研修、研修担当者研修 		

(2) 研修の実施状況

(平成27年度)

研修区分			研修数	人数(人)	
区研修	職層研修	新任研修	1	88	
		現任研修	3	179	
		主任主事研修	5	222	
		管理監督者職研修	8	249	
		技能系研修	2	11	
	実務研修	16	718		
	自主研修	3	77		
	派遣研修	5	7		
小計			43	1,551	
職場研修			197	1,925	
小計			197	1,925	
共同研修	特別区職員研修所	職層研修	新任研修	2	157
			現任研修	1	52
			係長研修	1	27
			管理職研修	1	5
			技能系研修	5	20
			専門研修	51	117
	自治体経営研修、ステップアップ研修、サポート研修、試行研修（調査・研究）等		36	73	
	特別区協議会及び合同講座等		53	17	
	東京自治研究センター		11	13	
	第一ブロック合同研修		9	67	
小計			170	548	
合計			410	4,024	

注 参加人数については、複数の研修に参加している場合、重複して計上しています。

9 福祉および利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害認定状況

職員数	公務災害			通勤災害		
	平成27年度中の認定件数		発生率	平成26年度中の認定件数(公務上)	平成27年度中の認定件数	平成26年度中の認定件数
	公務上	公務外				
2,160人	9	0	4.2‰	6	0	4

注1 発生率(‰パーミル)は、職員1,000人当たりの公務上認定件数の割合です。

注2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数で、区長、副区長、教育長および再任用職員を含み、派遣職員、臨時・非常勤職員を除いています。

(2) 健康診断の状況 (平成27年度)

対象職員数	受診数	受診率
2,133人	2,054人	96.3%

注1 対象職員数は、平成27年4月1日現在の人数で、副区長、教育長および再任用職員を含み、臨時・非常勤職員、幼稚園教育職員・指導主事および病気休職者を除いています。

注2 受診数は、対象職員のうち育児休業取得者・他の医療機関で受診した人を除いています。

(3) 職員住宅の設置状況 (平成28年4月1日現在)

住宅の種別		戸数
災害対策住宅	家族	100
	独身	73
合計		173

注 教職員住宅「家族」14戸、「独身」3戸を含みます。

(4) 港区職員厚生会

職員相互の扶助と福利厚生の実現を図るため設置された団体で、約2,200人の会員により構成されています。事業概要は、給付(慶弔見舞、退会)、貸付(一般・特別・進学・育児休業)、リフレッシュ補助・助成、文化・体育事業、職員食堂運営です。

(平成28年4月1日現在)

会員数	2,234人
職員会費	給料月額×7/1000(一般非常勤職員は任意加入で月額1,000円)
区負担割合	会費：負担金＝1：1

(5) 苦情処理委員会の取扱状況

区分	取扱件数
平成27年度	0件

10 特別区人事委員会の業務状況

(1) 採用試験

平成27年度の採用試験は、Ⅰ類〔事務、土木造園（土木）【一般方式】、土木造園（造園）、建築【一般方式】、機械、電気、福祉、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師〕、Ⅰ類【土木・建築新方式】〔土木造園（土木）・建築〕、Ⅲ類（事務）、身体障害者を対象とする選考（事務）および経験者〔2級職〔事務、土木造園（土木）、建築〕、3級職（主任主事Ⅰ）〔事務、土木造園（土木）、建築〕、3級職（主任主事Ⅱ）〔事務〕〕について実施しました。

受験者数は16,587人、合格者は3,024人、倍率は5.5倍でした。

（平成27年度）

	採用予定 人数（人）	申込者数 （人）	受験者数 （人）	受験率（%）	第1次 合格者数 （人）	第2次 受験者数 （人）	第2次 合格者数 （人）	第3次 受験者数 （人）	合格者数 （人）	倍率 （倍）	
Ⅰ類	1,226	14,719	11,346	77.1	4,372	3,898			2,338	4.9	
Ⅰ類 【土木・建築新方式】	35	513	214	41.7	179	139			76	2.8	
Ⅲ類	150	3,589	2,778	77.4	686	573			353	7.9	
身体障害者	27	78	60	76.9	53	39			26	2.3	
経験者	2級職	113	1,433	1,080	75.4	361	346	269	253	165	6.5
	3級職 （主任主事Ⅰ）	31	870	661	76.0	173	166	138	134	53	12.5
	3級職 （主任主事Ⅱ）	6	614	448	73.0	80	78	60	59	13	34.5
合計	1,588	21,816	16,587	76.0	5,904	5,239	467	446	3,024	5.5	

(2) 管理職選考

平成27年度の管理職選考は、23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計で、受験者数558人、合格者数179人、合格率32.1%でした。

（平成27年度）

	有資格者数 （人）	申込者数 （人）	受験者数 （人）	合格者数 （人）	合格率 （%）
Ⅰ類	17,387	715	454	120	26.4
Ⅱ類	1,119	130	104	59	56.7
合計	18,506	845	558	179	32.1